

- 第3次静岡市総合計画：静岡市は、「歴史文化のまち」と「健康長寿のまち」を「目指す都市像」と掲げ、その実現を目指している。
- 静岡市都市計画マスタープラン：“人との交流がまちをつくり、人とのつながりがまちを育てる時代に合ったまちづくり”を基本理念としている。

第3次静岡市総合計画(平成27年4月、静岡市)

(計画期間 平成27年度～平成34年度)

- 市運営の最も基本となる計画であり、まちの将来像を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するために、各分野における計画や事業の指針を明らかにするもの。
- 長期的な視点に立って、平成27年度から34年度までの8年間にわたって定められている。
- 「歴史」、「文化」、「中枢」、「健康」、「防災」、「共生」の6つの重点プロジェクトを有する。
- 成果目標を「平成37年(2025年)に総人口70万人を維持すること」としている。

「人口70万人維持」実現のための「2つの政策群」

3次総では、政策の「選択と集中」を図る大きな枠組みとして、主に産業・経済の振興を図る「創造する力」による都市の発展と、主に安心・安全の確保を図る「つながる力」による暮らしの充実という2つの政策群を設定しました。



「2つの政策群」の下で優先的に取り組む重点プロジェクト

優先的に取り組む6つのプロジェクトで目標の実現に拍車をかけます。



分野別の政策・施策

分野別の政策・施策にも成果指標と目標値を設定します。

治水に関する政策

政策 自然災害に耐える社会基盤の強靱化を推進します

- 施設の耐震化等の推進
河川構造物耐震・津波対策事業
- 浸水対策の推進
河川施設の改修、雨水ポンプ場などの整備

静岡市都市計画マスタープラン(平成28年3月、静岡市)

- 静岡市では、第3次静岡市総合計画の基本構想に基づき、2036年を目標とする「静岡市都市計画マスタープラン」が策定されている。
- 市全体の基本理念を「人との交流がまちをつくり、人とのつながりがまちを育てる時代に合ったまちづくり」とし、長期的展望に立った都市計画の目標を設定している。
- 小坂川流域を含む駿河区では、まちづくりの目標を「地勢、特色を生かした住民主体のまちづくり」、「若い力を活用したまちづくり」としている。

地区別構想:駿河区

駿河区が目指すまちづくりの方向性



小坂川流域周辺の記載内容

①集約型都市構造の実現にむけた取り組み

みどりの拠点・歴史的景観

用宗漁港周辺は、レクリエーション機能を有する広野海岸公園や用宗海水浴場などの、豊かな自然景観や水辺景観を活かした魅力ある景観形成を目指す。

地域間連携軸

国道150号、国道1号バイパスは、「地域間連携軸」と位置づけ、市内及び周辺都市を結ぶ幹線道路として、維持・更新する。

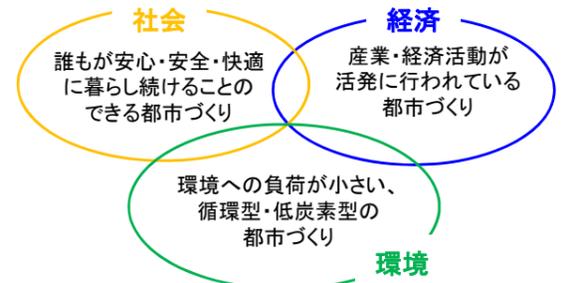
観光・交流軸

国道150号は、用宗海水浴場などの観光資源を結ぶ軸として整備を推進し、海岸線を活かした質の高い道路景観の形成を目指す。

全体構想

基本理念

「人との交流がまちをつくり、人とのつながりがまちを育てる時代に合ったまちづくり」



拠点

- 都市拠点
- 地域拠点
- 産業拠点
- 観光交流文化拠点
- みどりの拠点・歴史的景観
- 暮らしの拠点

軸

- 公共交通軸(鉄道)
- 公共交通軸(既存の幹線バス)
- 公共交通軸(将来的な幹線バス)
- 広域連携軸(高規格幹線道路)
- 広域連携軸(新幹線)
- 地域間連携軸
- 産業軸
- 観光・交流軸
- 自然環境軸(丸子川含む)

ゾーン

- 利便性の高い市街地ゾーン
- ゆとりある市街地ゾーン
- 自然調和ゾーン
- 防災課題エリア
- 住工混在地(工業系への誘導検討地)
- 住工混在地(住居系への誘導検討地)
- 住工混在地(住工複合地)
- 都市計画区域

図-1 駿河区の将来市街地像

②暮らしの拠点の形成と良好な市街地形成の実現に向けた取り組み

防災課題エリア

「津波浸水被害課題エリア」である用宗漁港周辺について、安心・安全なまちづくりに向けて、地域の状況を踏まえた土地利用の検討や災害対策を進める。

住工混在地

JR用宗駅東側周辺の準工業地域は、住居系市街地への住み替え促進等により、工場等の良好な操業環境を保ち、工業系土地利用への誘導に向けた検討を進める。

- 駿河湾沿岸海岸保全基本計画 : 地域と一体となって総合的な海岸保全を推進していく計画。防護・環境・利用の調和に十分配慮し、海岸保全施設の整備区域と整備内容を定める。
- ふじのくに景観形成計画 : 駿河湾を県土を構成する広域景観の一つとして位置付け、魅力的な沿岸景観の形成、歴史を伝える景観の保全・形成などにより、良好な景観形成を目指す方針を定めている。
- ふじのくに生物多様性地域戦略[2018-2027] : 県土の多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくため、行政、県民、事業者等の多様な主体の取り組みが、行動計画にまとめられている。

駿河湾沿岸海岸保全基本計画 変更(平成27年12月、静岡県)

□ 小坂川を含む地区(清水・静岡ゾーン)の海岸保全方針

<防護面>

- ・ 安倍川の供給土砂の復活を踏まえた総合的な土砂管理の推進

<環境面>

- ・ 海岸保全施設整備における自然環境・海岸景観への配慮
- ・ 住民参加による自然環境及び海岸景観の保全や海岸美化活動の推進による美しい海岸の保持

<利用面>

- ・ 用宗地区・広野地区は休憩施設や利便施設が整備され、憩いの場として利用されているため、砂浜の保全とユニバーサルデザインの導入により、さらなる親水性の向上に努める。
- ・ 海岸保全施設の整備にあたっては、シラス漁等に考慮する。

□ 小坂川を含む地区(清水・静岡)の海岸保全施設の整備方針

防護水準等の保全に関する基本的な事項を踏まえ、防護・環境・利用の調和に十分配慮し海岸保全施設を整備しようとする区域と区域毎の整備内容を定める。



ふじのくに景観形成計画(平成28年3月、静岡県)

□ 静岡県では、県が誇る美しい景観を、更に磨き上げていくことを目指し、県土の景観形成方針等を示す「ふじのくに景観形成計画」を策定している。

□ 本計画では、県土全体を一つの広大な回遊式庭園に見立て、それを構成する広域景観の一つとして駿河湾を挙げている。

□ 小坂川流域は、砂浜の保全や漁港の修景、来訪者が利用する鉄道・道路沿線の景観整備が方針として挙げられている。

目指す姿: ふじの国回遊式庭園



ふじのくに生物多様性地域戦略[2018-2027](平成30年3月、静岡県)

□ 「ふじのくに生物多様性地域戦略」は、県土の豊かで多様な自然を保持していくために、取り組みの方向性を示したものである。

□ 本戦略では、多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくため、行政、県民、事業者等の多様な主体の取り組みが、行動計画にまとめられている。

□ 河川環境の保全に関する行動計画では、生物の生息・生育・繁殖環境、多様な河川景観の保全・創出に努めている。



行動計画	河川での具体的な取組内容
外来生物の拡大防止	外来生物法により、ブラックバスやブルーギルの飼育・保持・運搬等の禁止及び防除を促進。
県民等の参加による保全活動の推進	住民らが河川美化活動を行う「リバーフレンドシップ制度」を推進する。
水域の環境調査の実施	水生生物の保全に係る水質環境基準について、河川水域の類型を設定し、測定・監視を行います
生物に配慮した河川等の整備・維持管理	河川の整備では、生物の生息・生育・繁殖環境、多様な河川景観の保全・創出に努める。 → 瀬や淵、ワンドの保全・再生、魚道の設置等
	魚道の設置、多自然川づくり、在来種による緑化等により、水とみどりのネットワークを形成。

図-5 河川に関する行動計画